

中央支部発 29 第 2 号
平成 29 年 8 月 吉日

会 員 各 位

東京都社会保険労務士会
中 央 支 部
支 部 長 助川 弘美
(公印省略)

中央支部 平成 29 年度第 2 回例会及び第 2 回研修会のお知らせ

残暑の候、会員の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
さて、中央支部におきましては、第 2 回例会及び研修会を下記により開催致しますので、
多くの会員の皆様にご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 開催日時 平成 29 年 9 月 13 日（水） 午後 2 時 30 分～4 時 45 分
2. 会 場 中央区立 日本橋公会堂 2 階 第 3、4 洋室
〒103-8360 中央区日本橋蛸殻町 1-31-1 日本橋区民センター内
(電話番号) 03-3666-4255
3. 例 会 午後 2 時 30 分～2 時 55 分
○東京会、中央統括支部、中央支部等に関する諸連絡
○新規入会者の紹介
○情報その他
4. 研修会 午後 3 時から 4 時 45 分
※研修の時間は午後 3 時 00 分から 4 時 30 分迄（1 時間 30 分）で
その後 4 時 30 分から 4 時 45 分まで質疑応答の時間を予定しております。

テーマ： 「働き方改革の今だからこそ労働時間管理の実務をみつめる」
～労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置～

講師：中央労働基準監督署 第四方面 労働基準監督官 田邊 静香氏

現在、我が国において所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進、長時間労働の制御、
過労死等ゼロなど「働き方改革」の実現を強化するため様々な対策が実施されています。

今回は中央労働基準監督署の労働基準監督官を講師に迎え①平成 29 年 1 月 20 日に策定
された「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」につ
いて（この通達が出されるまでの経緯、労働時間とは・・労働時間の適正な把握とは等々を
含めた新ガイドラインの解説）と②36 協定締結に関しての実務〔通常の協定、特別条項付協
定を締結する際の注意点や運用について（延長する時間の設定、限度時間、対象者、協定し
た時間を超えないための労働時間の管理等）〕～など幅広くお話しして頂く予定です。
是非ご参加下さい。

以 上